

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁民事訟廷事務室

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	事件係 事件受付、配てん事務		1	1
	記録係 執行文付与事務、記録の閲覧謄写申請事務		1	1
	庶務係 郵便事務			1
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	事件係 期限の定めのある報告事務		1	
	記録係 正本、謄本及び証明書の発行事務		1	
	庶務係 期限の定めのある報告、通知事務			1
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	事件係 統計事務		1	
	記録係 上訴、移送及び回付に関する記録の処理事務		2	
	庶務係 民事共助事務		1	
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	事件係 上記以外の事務			1
	記録係 同			1
	庶務係 同			1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁民事第1，2，3，5部

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	強制執行停止、労働保全、行政の執行停止・仮の差止め等、緊急性を要する事務	2	2	
	期日変更手続事務	2	2	
	当事者対応事務		2	

発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	期日開廷事務	4	4	
	書類等の受付及び発送事務（録音反訳事務を含む）		2	1
第2順位	書類等審査事務	2		
第3順位	上記以外の事務	1		1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁民事第4部執行(不動産、債権)

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	執行① (受付事務〔発令、登記、保全、停止、取下〕)	2	2	1
	執行② (期日事務〔開札、代金納付、登記、配当〕)		2	1
発生時継続業務以外の業務				
第 1 順 位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	執行(①, ②以外)	1	2	1
第 2 順 位		処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第 3 順 位		処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁民事第4部(倒産・保全・DV)

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	事件受付に関する事務(保全・DV・倒産・その他各種申立て)		1**	
	DVに関する事務(審尋・発令・通知)	1*	1***	
	保全に関する事務(審尋・発令・通知)【緊急性ある事案】	1*	1***	
	倒産に関する事務(再生事件監督命令・保全管理命令・手続中止命令・開始決定・通知等)【緊急性ある事案】	1*	1**	
発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	保全に関する事務(審尋・発令・通知)【上記以外の事案】	1	1	
第2順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	倒産に関する事務(開始等決定・審尋・集会・通知(官報公告掲載依頼含む))【上記以外の事案】	1	2	
第3順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	上記以外の民事・商事非訟事件処理	1	1	
	保全担保取消し事件、保全事件取下げ事務処理	1	1	
	商事過料事件処理	1	1	

*, **, ***は、同一人が処理することを想定

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁刑事部

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
令状処理 (没収保全命令・追徴保全命令を含む) 身柄に関する裁判 ※処理体制は令状処理と兼ねる。	6	10	
刑事公判 (原則身柄事件。特に裁判官指示を受けたもの)	3	4	
文書の受付に関する事務 (立件業務を含む)		1	2
刑事公判 (期日の変更・同通知に関する事務)	3	4	

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	刑事公判 (身柄事件で上記以外のもの)	3	6	
第2順位	刑事公判 (身柄事件・保釈中事件)	3	6	
	訟廷 (庶務業務)		1	1
	訟廷 (記録業務)		1	1
	訟廷 (裁判員選任に関する業務)		1	4
第3順位				

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁事務局総務課

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
文書受付に関する事務			1
外部機関対応、広報事務			1
裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務			1

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	裁判部の第1順位の業務を継続するために必要な事務			1
第2順位	裁判部の第2順位の業務を継続するために必要な事務			1
第3順位	上記いずれにも該当しない総務事務			-

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁事務局人事課

発生時継続業務のうち一般継続業務			
	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
発生時継続業務以外の業務			
第1順位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
			2
第2順位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
			3
第3順位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁事務局経理課

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	発生時継続業務に必要な契約事務			2
	発生時継続業務に必要な支出事務			2
	発生時継続業務に必要な押収物及び民事保管物に関する事務			2
発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	開庁閉庁時の鍵の開閉業務			1
	空調運転等庁舎環境維持業務			1
	履行期限が迫っている支払事務			1
	郵便業務			1
	被扶養者の認定事務			1
第2順位	業務内容	処理態勢(人)		
	文書受付事務			1
	保健給付等関連事務			1
	物品管理事務			1
	押収物及び民事保管物に関する事務一般			2
第3順位	業務内容	処理態勢(人)		

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁事務局出納課

発生時継続業務のうち一般継続業務			
順位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
	保管金受入業務（保証金等、緊急性のあるもの）		1
発生時継続業務以外の業務			
第1順位	業務内容	処理態勢(人)	
	給与支払事務		
	給与以外の支給・支払事務（緊急性のあるもの）		2
	支払決議及び確認入力		
第2順位	保管金支払事務（緊急性のあるもの）		2
	保管金受入・支払事務（緊急性の低いもの）		2
	給与以外の支給・支払事務（緊急性の低いもの）		2
第3順位	債権管理事務		1
	各種報告事務		1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉簡易裁判所

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	令状（身柄に関する裁判を含む）に関する事務	1	3	1
	略式手続（逮捕中又は勾留中事件）に関する事務	1	3	1
	民事受付に関する事務	2		1
	文書受付に関する事務			1

発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	刑事公判（勾留がされている事件）に関する事務	1	1	
	略式手続（交通三者即日処理方式を除く）に関する事務	2	5	1
	保全に関する事務	1	2	
第2順位				
	民事訴訟に関する事務	1	3	
	督促手続に関する事務		1	
	民事調停に関する事務	1	1	
第3順位	刑事公判（勾留がされていない事件）に関する事務	1	1	

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁佐倉支部、佐倉簡裁

発生時継続業務のうち一般継続業務		処理態勢(人)		
業務内容		裁判官	書記官	事務官
文書の受付に関する事務		4		
保全事件（被保全権利が人格的権利等であるなど特に緊急性が高いもの）に関する事務				
DV事件に関する事務	2	2		3
人身保護事件に関する事務				
没収保全・追徴保全に関する事務		1		
令状に関する事務	1	2		
司法行政事務（会計事務）				1

発生時継続業務以外の業務		処理態勢(人)		
業務内容		裁判官	書記官	事務官
第1順位	保全事件（上記以外）に関する事務	1		
	証拠保全（実施時の感染拡大のおそれが高い場合）	1		
	債権執行事件（配当を除く）に関する事務	2		
	破産・再生事件（管財事件の開始決定・保全）に関する事務	2	2	3
第2順位	略式手続に関する事務	1	1	
	証拠保全（上記以外）に関する事務		1	
	債権執行事件（配当）に関する事務			
	破産事件（同時廃止・債権者集会等上記以外）に関する事務	2	2	
	非訟事件（清算人選任等は第1順位も検討する）に関する事務			3
	民事訴訟事件に関する事務		2	
	督促・調停事件に関する事務	1	2	
第3順位	刑事公判（勾留がされていない事件）に関する事務	1		
	その他刑事案件に関する事務	1	1	

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁一宮支部・千葉一宮簡裁

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
令状に関する事務（家事の令状を含む。）	1	1	
保全・人身保護・DV	1	1	
裁判部の業務を継続するために必要な事務（会計等）			1

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	保全に関する事務（上記以外のもの）	1	1	
	執行に関する事務（特に緊急性のあるもの）	1	1	
	略式手続に関する事務	1	1	
	倒産に関する事務（特に緊急性のあるもの）	1	1	
	裁判部の業務を継続するために必要な事務（会計等）			1
第2順位	民事訴訟に関する事務	1	1	
	民事調停に関する事務	1	1	
	執行・倒産に関する事務（上記以外のもの）	1	1	
	督促手続に関する事務		1	1
	裁判部の業務を継続するために必要な事務（会計等）			1
第3順位	その他の民事及び刑事事件に関する事務		2	1
	上記いずれにも該当しない総務・会計等の事務			1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部民事部民事立会係

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	民事立会事務（人身保護に関する事務）			
	民事立会事務（強制執行停止申立事件等緊急を要するもの、期日変更決定事務等）	1	2	

発生時継続業務以外の業務				
第 1 順 位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	民事立会事務（上記以外の事務）	4	5	
第 2 順 位				
第 3 順 位				

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部民事部破産再生係

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
倒産事務（保全等緊急を要する事務）	1	1	

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	倒産事務（上記以外の事務）	1	2	1
第2順位				
第3順位				

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部民事部執行係(不動産執行)

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	不動産執行事務(受付事務(発令・登記・保全等))	2	3	1
	同(期日事務(開札・売却決定))			

発生時継続業務以外の業務				
第 1 順 位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	不動産執行事務(期日事務(代金納付・配当))	1	2	
第 2 順 位	不動産執行事務(上記以外の事務)	1	2	1
第 3 順 位				

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部民事部執行係（債権執行）

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢（人）		
		裁判官	書記官	事務官
	債権執行事務（受付事務（受付、発令、取下等））	1	2	2
発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢（人）		
		裁判官	書記官	事務官
	債権執行事務（期日事務（配当、財産開示））	1	1	
第2順位				
第3順位				

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部民事部民事課廷

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	文書受付事務※1			
	保全に関する事務（特に緊急性が高いもの）※2			
	DV事件に関する事務	1	3	1
	人身保護に関する事務			
上記業務継続に必要な訟廷事務				
発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	保全に関する事務（上記以外のもの）※3	1		
	仮役員等選任、清算人選任（迅速処理が必要なもの）		1	
	上記業務継続に必要な訟廷事務			
第2順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	非訟事件に関する事務（上記以外のもの）	1		
	上記業務継続に必要な訟廷事務		1	
第3順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官

※1 すべての封書を開封し、文書受付事務を行う。

※2 被保全権利が生命、身体、自由や人格的権利その他これに準ずる権利利益の場合

※3 証拠保全については、感染拡大のおそれがある場合には第2順位とする。

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部刑事部

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
文書受付事務			
令状、勾留請求に関する事務			
略式手続に関する事務（身柄拘束中及び少年の事件）	3	5	2
上記のほか身柄に関する事務			
上記業務継続に必要な訟廷事務			

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	刑事公判に関する事務（身柄拘束中の事件）	4	6	1
	略式手続に関する事務（上記以外の事務）			
	上記業務継続に必要な訟廷事務			
第2順位	刑事公判に関する事務（上記以外の事務）	1	2	1
	上記業務継続に必要な訟廷事務			
第3順位				

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部庶務課庶務係

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
庶務事務（電話対応事務・郵便受領事務・文書関係・外部機関対応）			
裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務			2

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	庶務事務（上記以外の事務）			
	第一順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務			1
第2順位	第二順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務			1
第3順位	第三順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務			1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁松戸支部庶務課会計係

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
会計事務（保管金事務等） 裁判部の一般係属業務を継続するために必要な事務			2

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	会計事務（上記以外の事務） 第一順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務			2
第2順位	第二順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務			2
第3順位	第三順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務			2

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：松戸簡裁民事係

発生時継続業務のうち一般継続業務			
	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
	保全に関する事務（特に緊急性の高いもの）※1	1	
	文書受付業務		1
			1
	上記業務を継続するために必要な範囲内の訟廷事務		

発生時継続業務以外の業務			
第 1 順 位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
	保全に関する事務（上記以外のもの）※2	1	
	執行に関する事務（特に緊急性のあるもの）※3		1
	上記業務を継続するために必要な範囲内の訟廷事務		
第 2 順 位	民事訴訟に関する事務		
	証拠保全に関する事務		
	督促手続に関する事務		
	民事調停に関する事務	3	6
	執行に関する事務（上記以外のもの）		
第 3 順 位	その他の民事事件に関する事務※4		

※1

- 保全権利が生命、身体、自由や人格的権利その他これに準ずる権利利益の場合
→名誉権・プライバシー権等に基づく出版差し止め等
- 保全執行（保全事件について保全命令が発令された場合）

※2

- その他の保全
→仮差押え、係争物仮処分、仮地位仮処分、労働仮処分（争議禁止、地位確認、賃金等仮払）、知財仮処分等
- 一般的な民事保全以外の商事保全等
→株式の発行等に関する仮処分、株主総会に関する仮処分、取締役の職務執行停止、代行者選任の仮処分、閲覧謄写仮処分等
→倒産関係の保全（中止命令、包括的禁止命令、保全管理命令等）
→執行関係の保全（売却のための保全処分、買受人のための保全処分等）

※3

- 保全、開始決定から差押え等までの手続

※4

- 過料等

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：地裁木更津支部、木更津簡裁、木更津検審

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
令状、被疑者選	1	1	1
身柄に関する裁判	1	1	1
保全・DV	1	1	
執行①(受付事務〔発令、停止、取下げ〕) 執行②(期日事務〔配当〕)	1	1	
倒産①(受付事務〔発令、登記、保全、停止、取下げ〕) 倒産②(期日事務〔債権者集会、債務者審尋〕)	1	1	
民事立会①(強制執行停止等の緊急性を要する事件)	1	1	
民事立会②(期日変更手続)	1	1	
民事調停①(裁判官から指示のあった事件)	1	1	
支払督促①(緊急性のある事件)		1	1
民事訟廷事務①(受付事務)		1	1
刑事立会①(期日指定済みの事件のうち、特に裁判官から指示のあった事件)	1	1	
刑事立会②(期日変更手続)	1	1	
略式①(裁判官から指示のあった事件)	1	1	1
医療観察事件	1	1	
刑事訟廷事務①(受付事務、押収物)		1	1
庶務①(勤務時間管理、郵便、情報伝達、日直管理等)			2
会計①(保管金、収入金、保管物・押収物、庁舎管理等)			2

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	略式(①以外)	2	3	1
	民事立会(①、②以外)	3	3	
	民事調停(①以外)	1	1	
	刑事立会(①、②以外)	3	3	
	庶務(①以外)			3
	会計(①以外)			3
第2順位	民事訟廷事務(①以外)		4	2
	刑事訟廷事務(①以外)		3	1
	支払督促(①以外)		3	1
	検察審査会			1
第3順位	執行(①、②以外)	2	3	2
	倒産(①、②以外)	2	3	2
	上記以外の非訟事件	2	4	3

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁館山支部・館山簡裁

発生時継続業務のうち一般継続業務			
	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
	訟廷(事件受付のみ)		
	保全・人身保護・DV		
	民事訴訟に関する事務(期日の変更決定手続)		
	刑事訴訟に関する事務(期日の変更決定手続、裁判官の指示のあった事件の公判立会)	1	2
	身柄に関する裁判		
	令状に関する事務		
	裁判部の業務を継続するために必要な事務(会計等)		1
発生時継続業務以外の業務			
第1順位	業務内容	処理態勢(人)	
		裁判官	書記官
	保全に関する事務(上記以外のもの)		
	執行に関する事務(特に緊急性のあるもの)		
	倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)	1	3
	刑事訴訟に関する事務(上記以外)		
第2順位	略式手続に関する事務		1
第3順位	裁判部の業務を継続するために必要な事務(会計等)		1
第4順位	民事訴訟に関する事務(上記以外)		
第5順位	民事調停に関する事務		
第6順位	執行・倒産に関する事務(上記以外のもの)		
第7順位	督促手続に関する事務		1
第8順位	裁判部の業務を継続するために必要な事務(会計等)		1
第9順位	その他の民事及び刑事事件に関する事務	5	1
第10順位	上記いずれにも該当しない庶務・会計等の事務		1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁八日市場支部・簡裁・検審

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	文書の受付に関する事務		1	1
	保全に関する事務（特に緊急性のあるもの）			
	DV事件に関する事務	1	2	
	令状（身柄に関する裁判を含む。）に関する事務			
裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務（庶務・会計）			2	
発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	商事非訟に関する事務（一定の迅速処理が必要な場合）			
	保全に関する事務（上記以外のもの）	1	1	
	倒産に関する事務（特に緊急性のあるもの）			
	刑事公判（勾留がされている事件）に関する事務	1	1	
	略式手続に関する事務			
第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務（庶務・会計）			2	
給与関係事務				
民事訴訟に関する事務	1	2		
第2順位	民事調停に関する事務	1	1	
	督促手続に関する事務			
	商事非訟に関する事務（一定の迅速処理が必要でない場合）			
	倒産に関する事務（上記以外のもの）	1	2	
	その他の民事事件に関する事務			
	刑事公判（勾留がされていない事件）に関する事務			
	医療観察事件（鑑定入院命令・決定がされていない事件）に関する事務	1	1	
	その他の刑事事件に関する事務			
	第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務（庶務・会計）		2	
	検察審査業務（公訴時効切迫事件）			1
第3順位	上記いずれにも該当しない庶務・会計等の事務			2
	検察審査会に関する業務（上記以外のもの）			1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：千葉地裁佐原支部、佐原簡裁

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
文書の受付			
保全に関する事務（特に緊急性の高いもの）			
DV事件に関する事務	1 (受付、訟廷事務を除いて)	1	1
令状に関する事務			
上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務			
裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務（司法行政）			2

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	保全に関する事務（上記以外のもの）			
	執行・倒産に関する事務（特に緊急性の高いもの）			
	略式手続に関する事務	1 (訟廷事務を除いて)	1	1
	上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務			
	裁判部の第1順位の業務を継続するために必要な事務（司法行政）			2
第2順位	民事訴訟に関する事務			
	執行・倒産に関する事務（上記以外のもの）			
	その他の民事事件に関する事務	1	2	
	刑事公判に関する事務			
第3順位	裁判部の第1順位の業務を継続するために必要な事務（司法行政）			1
	上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務	1		2

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名： 市川簡易裁判所

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
文書の受付に関する事務			
令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務	1	2	1
保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)			

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務	1	2	1
	保全に関する事務(上記以外のもの)			
第2順位	刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務	1	1	
	略式手続に関する事務			
	民事訴訟に関する事務			
	民事調停に関する事務	2	3	3
	督促手続に関する事務			
	その他の民事・刑事事件に関する事務			
第3順位	上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務			1

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：銚子簡易裁判所

発生時継続業務のうち一般継続業務

業務内容	処理態勢(人)		
	裁判官	書記官	事務官
保全に関する事務（特に緊急性の高いもの）	1	1	
令状（身柄に関する裁判を含む。）に関する事務			
上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務			
文書の受付に関する事務		1	
裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務			

発生時継続業務以外の業務

順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
第1順位	保全に関する事務（上記以外のもの）	1	1	
	刑事公判（勾留がされている事件）に関する事務			
	略式手続に関する事務			
	上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務			
	第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務		1	
	給与事務			
第2順位	民事訴訟に関する事務			
	督促手続に関する事務			
	民事調停に関する事務			
	執行に関する事務	1	1	
	その他の民事事件に関する事務			
	刑事公判（勾留がされていない事件）に関する事務			
	その他の刑事事件に関する事務			
	第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務		1	
第3順位	上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務		1	

(別紙2)

部署別一般継続業務及び処理態勢

部署名：東金簡易裁判所

発生時継続業務のうち一般継続業務				
	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	令状			
	文書の受付に関する事務	1	2	
	裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務			
発生時継続業務以外の業務				
第1順位	業務内容	処理態勢(人)		
		裁判官	書記官	事務官
	保全			
	刑事公判（勾留がされている事件）	1	1	1
	略式手続			
第2順位	業務内容			
	民事訴訟、刑事公判（勾留がされていない事件）			
	督促手続	1	2	
	民事調停			
第3順位	業務内容			
	過料			
	上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務	1		1